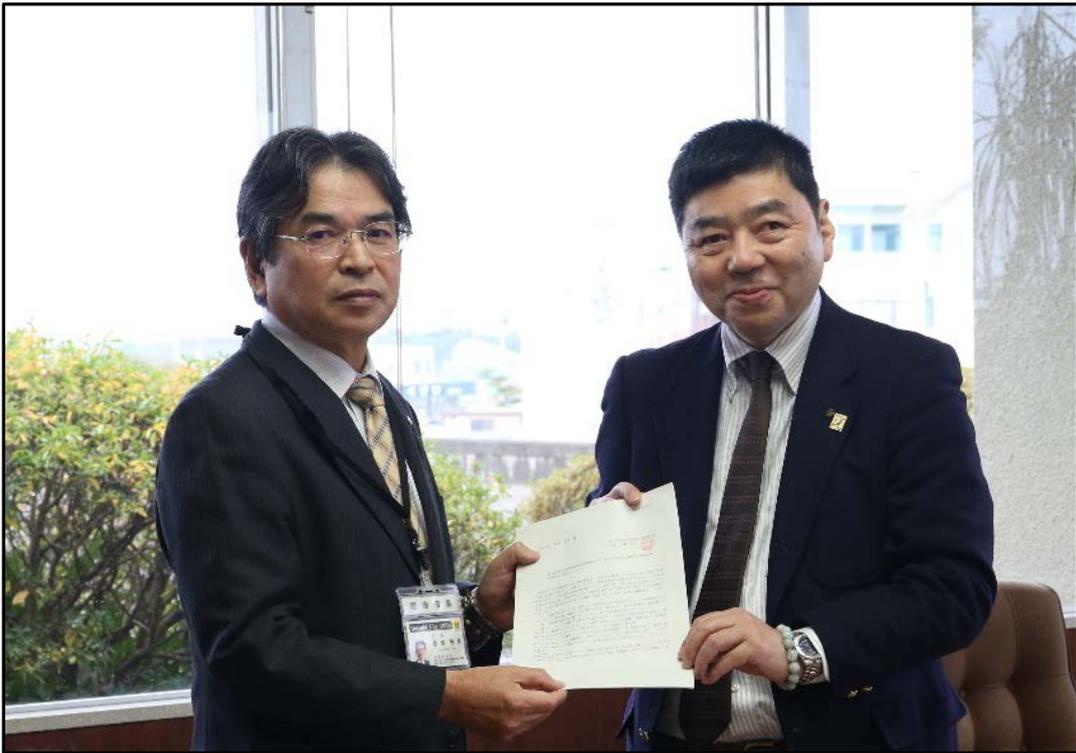


男女共同参画推進懇話会から意見書の提出

市では、誰もが生き生きと自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、指宿市男女共同参画基本計画を策定しています。この計画は、平成20年度から28年度までの実施期間で、計画の実現に向け3つの基本目標を掲げ、目標達成に向けた取組状況調査を毎年行っています。

このたび、平成26年度実施事業に対し、外部機関である男女共同参画推進懇話会から意見が提出されましたので報告します。

市では、提出された意見を推進会議で検討のうえ、必要に応じて改善点等を各課に指示し、男女共同参画社会の推進に向け、全庁的に各種施策に取り組んでいきます。

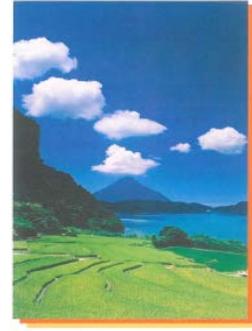


※平成26年度実施事業の進捗状況に対する推進懇話会の意見内容は、次のとおりです。



意見書の前文

国では、少子高齢化と人口減少社会という大きな課題に対応するため、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉え、その力の発揮を持続的な経済成長のためにも不可欠なものとして、我が国の最重要政策の一つと位置づけ、様々な取組を進めています。平成27年8月には、女性登用について数値目標を含む行動計画の作成と公表を義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。



一方、指宿市においては、地方から日本を創生する長期ビジョン「指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成27年10月に策定され、また市政運営の羅針盤である「第二次指宿市総合振興計画」についても今年度策定予定となっています。

今後は、これらの戦略及び計画を見据えながら、指宿市の持続的成長を実現し、地域の活力を維持していくためには、地域の多様な人々との連携・協働を進め、地域全体で支援が必要な人々を支える仕組みづくりが一層求められます。

そのためにも、市職員の一人ひとりが男女共同参画の明確な視点を持ち、業務を遂行できる仕組みづくりを積極的に進めていただくことで、指宿市が目指す「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまち」に近づくことを期待いたします。

今年度、本懇話会において市の基本計画に掲げる3つの基本目標について、平成26年度中の取り組み状況に対する意見を市民の立場から整理しましたので、別紙のとおり報告いたします。

指宿市男女共同参画基本計画進捗状況に対する意見【推進懇話会】

基本目標	1 意識づくり
	男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりのために「男女の人権の尊重」を基盤とした教育・学習環境の充実を図ります。
重点課題	平成 27 年度調査対象重点課題（実施年度：平成 26 年度）
	1 「男女共同参画」についての理解の浸透をはかる教育・学習環境の整備
	2 市民的広がりをもった広報・啓発の推進

○意見・提言

・行政内部においては、住民のライフスタイルや価値観の多様化、住民ニーズの高度化に対応できる組織体制の見直しや職員の人材育成を積極的に行っていただきたい。

・男女共同参画社会の形成に向けた基盤づくりを行うため、幼少期からの男女共同参画に対する理解の浸透、メディアリテラシー教育等の取組を積極的に行ってほしい。また、同時にジェンダー※意識を持った家庭教育についても充実化を図ってほしい。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

【具体的な施策】

（市職員について）

・職員が男女共同参画についての理解を深め、それぞれの施策に男女共同参画の視点を反映できるよう職員研修の充実化を図る必要がある。

例）県の男女共同参画に関する基礎講座や職員研修の実施

（市の組織について）

・市民からの相談（児童虐待、DV及び放課後児童クラブの問題等）の際、複数課に該当するような案件に対しては、たらい回しや無回答を防ぐ観点からも、関係団体・機関等との連携において、連絡調整機能（コーディネーター役）を司る部署や担当者を設置する等、相談する側のニーズや市民目線にしっかりと寄り添って、相談体制の整備（環境・人材）をする必要がある。

例）庁内のコーディネーター役の担当部署の明確化及び担当職員の設置、相談員や担当職員のキャリアアップ、スキルアップ（特にメンタルヘルスケア※の知識習得に努めること）研修の実施

※ メンタルヘルスケア

全ての働く人が健やかに、いきいきと働けるような気配りと援助をすること、及びそのような活動が円滑に実践されるような仕組みを作り、実践すること。

- ・一人ひとりに配慮するという観点から庁舎内に窓口案内係（コンシェルジュ）を配置し、市役所来庁者への声掛けや案内、高齢者介助、申請時のきめ細やかな気配りを行う必要がある。

例) コンシェルジュ事業導入に向けた検討の開始

(幼少期からの教育について)

- ・男女共同参画社会の形成には、幼少期からの教育が重要であると考え。県が行っている「男女共同参画学びの広場事業」は自他を尊重しながら体験を通して学ぶことができる大変良い事業である。指宿市においても小学生を対象に同事業の拡大を検討してほしい。

例) 同事業の未実施校への事業導入への打診、指宿市版「男女共同参画学びの広場事業」の事業化に向けた検討

- ・児童や生徒に対し、新聞を活用したNIE※1によるメディアリテラシー※2の育成を検討してほしい。

例) 新聞社主催の「新聞」感想文コンクールの活用

※1 NIE（エヌ・アイ・イー）

学校などで新聞を教材として活用すること。「言語活動の充実」を図りながら、「考える力」を伸ばすことに有用とされている。

※2 メディアリテラシー

情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

(親への家庭教育について)

- ・親の子育て力を向上させるための講座を実施するなど家庭教育に関する学習機会の提供や啓発を推進する必要がある。

例) 既存の家庭教育学級※や生涯学習プログラム事業についてのニーズ調査、現状分析及び改善を行うなど充実化を図る。

※ 家庭教育学級

保護者が家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもへの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の共通の問題を、一定期間にわたって、計画的に、継続して学習する場

基本目標	2 暮らしの質の向上
	男女共同参画の視点に立ち、一人ひとりの多様な暮らしの質の向上をめざします。
重点課題	平成 27 年度調査対象重点課題（実施年度：平成 26 年度）
	3 一人ひとりの尊厳を守る「性」の尊重
	4 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶
	5 多様なニーズに対応し、社会で支える子育て環境の整備
	6 多様な生活形態に対応できる生活の安定と自立を支える環境の整備
	7 高齢期の安定した地域生活を支える環境の整備
	8 「仕事と生活の調和」の多様なあり方を支える就業環境の整備
	9 農林漁業・商工自営業等に従事する女性の就業環境の整備

○意見・提言

- ・各課においては、様々な講座や研修会等に取り組んでいるが、情報発信を工夫し、研修会への参加を希望する全ての方（配偶者、パートナー及び従業員等）の参画機会の確保に配慮を行ってほしい。また、事業実施後にどのような効果があったかなどの事後評価について、アンケートをとる等、参加者自身の振り返りや気づきにつながるよう、取り組んでもらいたい。
- ・(株)電通が平成 27 年 4 月に行った調査によると、LGBT※1 を含む性的マイノリティ※2 に該当する人は、7.6%と算出された。13 人に 1 人と当たり前の存在となっていることから、多様な生き方を認めあう社会づくりに向けた取組を推進してほしい。
- ・児童虐待やDVに関する相談は、年々増加しており、そのための支援体制の充実について早急に取り組む必要がある。
- ・子どもを取り巻く環境は、不登校、発達障害及び放課後児童クラブ等複雑多様化しており、支援体制の充実についても検討してほしい。
- ・少子化の中、安心して出産できる環境整備や周産期医療※3 の充実を図る観点から、産科医の積極的な確保に努めていただきたい。
- ・現在、市で設置している相談窓口には女性相談窓口があるが、男性相談窓口がない。男性が抱える家庭や仕事の悩みに、男性専門員が対応する電話相談窓口の設置を検討していただきたい。
- ・市内の商工業等の自営業者では、少子高齢化と人口減少社会の到来による労働力人口の減少に伴い、多様な人材の確保と活用は事業所の持続的な成長に関わる重要な経営課題である。そのためには、男性も女性も働きつづけられる職場づくりに向けた取組を進める必要があり、ワーク・ライフ・バランスへの取組に向けた支援を行う必要がある。
- ・農業分野においては、引き続き家族経営協定※4 の促進を図ってほしい。

※1 L G B T

L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダー。順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人のことを言う。

※2 性的マイノリティ

同性愛者、性同一性障害等性的少数者

※3 周産期医療

「周産期」とは、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死等、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性がある。

周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

※4 家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの

【具体的な施策】

(多様な性に対する理解の浸透について)

・市民に対して、L G B Tなどの多様な性の理解を通して、人の生き方について考え、多様な生き方を認め合う社会づくりを推進するため、広報啓発など意識醸成を図る必要がある。また、保育園、幼稚園及び学校教育においても、個々の発達段階に応じた性に関する正しい理解を得られるような学習に取り組む必要がある。

例) 市民向けのセミナーや広報誌等を利用した啓発活動、小中学校においては、文部科学省からの通知「性同一性障害※1に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(平成 27 年 4 月 15 日) ※2」に沿った対応の確認、性に関する正しい理解を学ぶための学習機会の確保

※1 性同一性障害

女性なのに、自分は「本当は男なんだ、男として生きるのがふさわしい」と考えたり、男性なのに「本当は女として生きるべきだ」と確信する現象

※2 文部科学省通知

児童生徒本人に対する支援、学校における支援体制及び医療機関との連携等について、具体的な配慮事項が記載された文書

(児童虐待について)

・全国でみると児童虐待によって子どもが死亡した件数は、年々増加している。相談窓口を抱える各課においては、関係部署との連携強化はもちろんのこと、①発生日予防、②早期発見・早期対応、③子どもの保護や支援、保護者支援に向けた取組を行う必要がある。

例) 教育委員会及び地域福祉課の庁内協働体制の充実、学校や病院等へ向けた児童虐待やDVの対応マニュアル、チェックリスト等の作成

(DVについて)

- ・行政内部において定期的なDV被害者情報の共有化や研修による職員の意識改革を図る必要がある。
- ・現在各課で行っているパープルリボンやオレンジリボン運動については、それぞれ女性への暴力防止、子どもへの虐待防止の取組であり、両運動は密接に関連していることから課を超えた一体的な啓発活動を検討してほしい。

例) 指宿市DV等対策庁内連絡会議の開催、相談員の資質や技術向上のための研修の充実や参加、学校や病院等へ向けた児童虐待やDVの対応マニュアルやチェックリスト等の作成(再掲)、パープルリボンとオレンジリボン運動について一体的な啓発の取組

(不登校について)

- ・現在、不登校児童のための適応指導教室「はしむれ教室」は、市内1箇所(中央公民館設置)のみであることから、保護者が児童の送迎のため、仕事を辞めざるを得ない等、負担が大きい。

これらを解消するためにも、施設数の妥当性の検証や国で位置づけを検討している学校以外の教育機会を義務教育として認めるフリースクールについても、国の動向を注視し、多様な選択ができるよう検討してほしい。

(子どもの発達障害について)

- ・発達障害を持った子どもたちが、ファミリー・サポート・センター※(平成29年度開設目標)や放課後児童クラブにおいても受け入れるように早期発見を含めたサポート体制の検討や充実を図ってほしい。

※ ファミリー・サポート・センター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織

(放課後児童クラブについて)

- ・指宿市においては、保育園及び幼稚園が運営をしているが、小学生と保育園児等との体格的な問題から、お互いがのびのびと活動が出来ないなどの弊害が生じている。これらを解消するため、小学校の空き教室等を活用した体制も他市を参考に調査研究をしてほしい。

(安心して出産できる環境づくりについて)

- ・全国的な不足状況が続く産科医の確保については、少子化や人口減少を迎える中で、重要な課題である。市内においては、産科医施設が1箇所であることから県や市など関係機関と連携して産科医施設の維持拡充に積極的に取り組んでほしい。

(商工業等の自営業者におけるワーク・ライフ・バランスへの支援について)

- ・市内の商工業等の自営業者を対象に、男性も女性も働きつづけられる職場づくりに向けたワーク・ライフ・バランス導入のための意識啓発活動やアドバイザー(社

会保険労務士等) の派遣を検討してほしい。

(農業における家族経営協定について)

・家族経営協定の実施をすすめ、締結状況の実態を把握し、制度利用促進を図る必要がある。

例) 家族経営協定の実態調査をし、制度利用促進を図る。

基本目標	3 地域力の向上
	男女共同参画による地域づくりを促進し、よりよい暮らしを支えるための地域力の向上をめざします。
重点課題	平成 27 年度調査対象重点課題（実施年度：平成 26 年度）
	10 多様化する地域課題の解決に向けた男女共同参画による地域づくりの推進

○意見・提言

・国においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、自治体では本年度内に女性の活躍推進に向けた事業主としての特定事業主行動計画の策定が義務づけられている。指宿市においても、特定事業主行動計画を策定したのち、積極的改善措置（ポジティブアクション）、性別役割分担意識の解消及びワーク・ライフ・バランスの推進を図り、職員の多様な働き方に合わせ、意欲をもって積極的に働ける環境づくりを促進してほしい。

・少子高齢化、人口減少社会においては、多様な視点を盛り込んだ地域コミュニティを基盤とした共創の場づくりや人材育成が必要である。現在、指宿市が取り組んでいる新たな地域コミュニティづくりの取組が今後推進されることを期待したい。

【具体的な施策】

（市の特定事業主行動計画について）

・女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るよう、当事者である女性の声を反映し実効性ある計画となることを期待する。

（新たな地域コミュニティについて）

・地域では、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要である。そのためには、地域における意思決定システムへの女性の参画や、地域での役員や話し合いの場等、特定の性に偏って担われている活動などへ男女ともに参画することが必要である。

また、若者から高齢者（特に男性）までの幅広い世代の多様な地域住民が、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、様々な形で地域活動に携わっていくことが重要であることから、豊かな経験や知識、更にはボランティア活動への意欲等を積極的に地域課題の解決に生かしてもらえるよう、地域における男女共同参画を推進し、地域活動を担う人材の育成を積極的に図っていただきたい。

さらに市の新たな地域コミュニティ組織※1と地域包括ケアシステム※2との連携により、地域セーフティーネットの構築を図っていただきたい。

※1 新たな地域コミュニティ組織

一定の区域内の自治会が核となり、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、地域課題解決に取り組む自律的な地域運営の組織。地域の総意による、地域に密着した、地域が必要とするサービスなどを協議する場ともとらえられる。

※2 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制のこと

[※指宿市男女共同参画基本計画は、こちらをご覧ください。](#)